

島 会 甲 第 3 5 6 号  
令 和 3 年 2 月 2 5 日

各 所 属 長 殿

保存期間	10年
------	-----

島 根 県 警 察 本 部 長

島根県警察施設広告事業実施要綱の制定について（例規通達）

警察施設広告事業を実施するに当たり、新たに別添のとおり「島根県警察施設広告事業実施要綱」を制定し、令和3年2月25日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

## 別添

### 島根県警察施設広告事業実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、島根県警察が管理する施設（以下「県警管理施設」という。）に、民間事業者等の広告を掲出（以下「広告掲出」という。）し、その対価として広告掲出料を徴収する事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 施設の適正な使用

広告主又はその代理店（以下「広告主等」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年島根県規則第1号）、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他関係法令等の定めるところに従い、県警管理施設を適正に使用しなければならない。

#### 第3 広告事業の対象

- 1 広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、広告事業の対象としないものとする。
  - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
  - (6) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
  - (7) 比較広告
  - (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
  - (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
  - (10) その他県警管理施設の性質等から広告掲出することが適当でないと思われるもの
- 2 広告掲出に係る業種及び事業者並びに1に規定する広告掲出の内容に係る基準（以下「広告取扱基準」という。）は、別に定める。

#### 第4 広告募集要項の作成

広告事業を実施しようとするときは、この要綱及び広告取扱基準に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項を個別に定め、次に掲げる募集の条件を明示し、広告主等を募集するものとする。この場合において、広告又は広告掲示板等の表示機器に警察広報を組み入れるなど、公益性に配慮するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の概要（規格、数量、掲出の期間、広告掲出料等）
- (3) 広告掲出の範囲及び基準
- (4) 申込みの時期及び方法

(5) その他広告の募集に関し必要な事項

## 第5 広告掲出の中止

広告事業を行う所属長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲出期間中であっても、広告掲出を中止し、又は広告掲出に係る契約を解除することができるものとする。

- (1) 指定する期日までに掲出する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主等が警察の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主等が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主等の倒産、破産等により広告掲出する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主等が書面により、広告掲出の取下げを申し出たとき。
- (6) 広告掲出期間中において第3の1又は広告取扱基準に定める規制する業種若しくは職種に該当するに至ったとき。
- (7) 島根県警察の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

## 第6 広告掲出料の返還

既に納付された広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を中止し、又は広告掲出に係る契約を解除したときは、この限りでない。

## 第7 広告主等の責務

- 1 広告主等は、警察広報に係るものを除き、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを島根県警察に対して保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

## 第8 審査機関

- 1 広告掲出の適否を審査するため、施設広告審査会を置く。
- 2 施設広告審査会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長にあつては警務部会計課長をもって充て、委員にあつては次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 警務部施設装備統括官
  - (2) 警務部会計課課長補佐（管財担当）
  - (3) 広告掲出する施設を管理する所属の調整官、副所長、副隊長、副校長、副署長又は次長
  - (4) その他委員長が必要と認める者
- 4 施設広告審査会は、新たな広告事業を始めようとするとき、又は広告掲出の適否について疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が招

集するものとする。

5 施設広告審査会の庶務は、警務部会計課において行う。